

携帯電話RDD調査に関する見解

平成27年5月11日
日本世論調査協会調査研究委員会

我が国では最近約二十年間にわたり、RDD法による家庭用固定電話への調査が行われ、世論調査として認められてきた。しかし通信環境の進歩と生活習慣の変化に伴い、固定電話所有世帯のみを対象にした調査では、若年層を中心に有権者の一定層を捕捉することができないという問題が指摘されるようになってきた。現状において、各種比較調査を通じて、この問題によって調査結果に大きな歪みは出ていないと見られているが、有権者全体から対象者を抽出するという世論調査の理念からみて、捕捉できない層をできるだけ減らすための配慮が必要と思われる。このことから、RDD法の対象を携帯電話にも拡大するという方法が考えられる。

しかしながら、携帯電話の利用状況に関する公的な統計は発表されておらず、サンプリング方法、得られたデータの集計方法、そして世論調査として扱うことが妥当であるかについては、まだ確認されていない。

また、調査への理解と協力を得るためには、対象者の状況やプライバシーを配慮した適切な方法で調査が行われることが不可欠である。固定電話RDDに関しては、これまでに各調査機関の研究を経て一定のノウハウが確立しているが、その方法が同様に携帯電話RDDに適用できるかどうかは十分に確認されていない。

今後、各調査機関によって研究が進められ、その結果が様々な手段により公表されることを通じて、携帯電話RDDへの理解が増進し、調査の特徴がより詳しく分析され、調査の方法が共有されることを期待して、以下に現時点において携帯電話RDDを実施する場合に配慮すべき事項を列記する。

1. 基本的な立場

- ・携帯電話RDD調査についても、他の調査と同様に「世論調査倫理綱領」および「実践規程」に準拠して適切であるよう配慮されなければならない。
- ・調査にあたっては、できるだけ広範に対象者の協力を得られるように努力する一方、対象者との信頼関係を損なわないように配慮されなければならない。法的に問題がある場合のほか、道義的に問題のある方法や、対象者に大きなリスクや負担をもたらすことが予想される場合は、その回避を優先させるべきである。

2. 番号体系の特徴とサンプル作成

- ・携帯電話番号は市外局番に対応するような地域別番号体系を持たない。従って基本的に、特定地域を対象とした調査は困難である。090など上位3桁番号は事業者ごとに割り当てられているが、番号ポータビリティによって現在の利用事業者とは必ずしも一致しない。

- ・携帯電話番号にはデータ端末など通話以外に使用される番号が含まれている。
- ・番号の使用状況について機械的にスクリーニングすることは可能だが、完全ではない。

3. 実査について

▽通話状況の確認

- ・携帯電話受信時の対象者の状況は固定電話に比べて多様であり、調査にあたっては通話状況の確認をして適切な対応を取ることが重要である。
- ・対象者の安全確保、特に自動車などを運転中かどうかには注意すべきである。運転中の携帯電話使用は道交法で禁止されており、対象者が運転中と判明した場合はすみやかに通話を終了させる必要がある。ハンズフリー機器などを使用している場合も、回答により運転への集中を欠くことになるので、避けるべきである。
- ・運転以外でも、機械の操作中、作業中、歩行中など、安全に支障が出るおそれのある場合がある。これらの場合は、状況に応じてかけ直しなどの対応をする必要がある。また、こうした状況では質問に集中することが難しく、回答の正確さを損ねる恐れもある。

▽未成年者への配慮

- ・未成年者への繰り返しの発信は保護者の防犯上の不審をもたらす恐れがある。対象者が未成年者であることが判明した場合は速やかに通話を終了し、また保護者などから指摘を受けた場合は誠実に対応する必要がある。

▽プライバシー・安定した回答への配慮

- ・携帯電話番号は電話帳などで一般公開されていないのが普通なので、番号作成の経緯については明確に答えられるようにしておくべきである。
- ・携帯電話利用者の周囲に人がいる場合、政治などの慎重を要する質問に率直に答えることが難しくなる。回答可能な状況かどうかを確認し、必要に応じてかけ直しなどで対応することが望ましい。

▽架電時間帯

- ・固定電話RDD同様に、調査時間帯は常識的な範囲内であるべきである。携帯電話は個人的性格が強く、在宅時間帯に限らず応答を得やすいので、朝・夜に集中した架電は必要性が薄い。深夜・早朝の電話で捕捉率の改善に役立つわけでもない。

▽調査所要時間

- ・携帯電話利用者は固定電話に比較して、外出中など落ち着いて回答しにくい状況が発生する可能性が高いので、回答所要時間が固定電話RDDと比べて長くならないように配慮することが必要である。

▽有料通話への補償

- ・頻度はごく少ないが、海外ローミングや転送によって受信した対象者に通話料負担が生じる場合がある。原則としてローミング・転送に関しては速やかに通話を終了し、対象者から補償を求められた場合は誠実に対応すべきである。

▽架電回数などの制限について

- ・携帯電話への追跡法による架電回数は、固定電話RDDで通常使用する程度の回数まで抑えるべきである。再コールに際しては、短い間隔で何度もかけることについては慎重であるべきである。

▽対象者からの受信（インバウンド）対応について

- ・携帯電話では未知の相手からの電話は特に不審を招きやすいので、電話の際には非通知を避けて返電可能な番号を通知し、調査対象者からの受信には適切に対応できる体制を取るべきである。通話料

負担を考えると、返電先はフリーダイヤルとすることが望ましい。

4. 集計方法と結果の公表

▽科学的方法による集計

- ・調査結果を集計する場合は、統計学的に正しい計算となるよう配慮する必要がある。

▽正確性の担保

- ・調査の品質を保持するため、携帯電話を対象にしたRDDであることを明記するほか、調査期間、有効回答数、ウェイト集計の有無など基本データを表示すべきである。
- ・ウェイト集計の場合はその方法についてもできるだけ公表することが望ましい。

▽世論調査としての扱い

- ・携帯電話利用層は年代構成などに偏りがあり、過去に行われたデータの集積が乏しいため時系列的安定性も保証されていない。現時点において、携帯電話RDD調査結果を単独で世論調査と見なすことは困難である。
- ・今後、世論調査としての適用を検討する場合には、過去の世論調査結果との比較を十分に行い、携帯電話RDDの特性に配慮し、科学的かつ妥当なものとなるように努める必要がある。